各国法令・審査基準との比較 ~発明該当性、進歩性に係る主要項目について~

各国審査基準との比較

発明該当性(コンピュータソフトウエア (CS)・ビジネスモデル(BM)関連発明) 2頁~

発明該当性(構造を有するデータ又はデータ構造) 9頁~

進歩性 14 頁~

			_		
	日本	米国	欧州	中国	韓国
	審査基準	MPEP	審查便覧	審査指南	審査基準
	第 III 部第 1 章 発明該当	2106 特許主題の適格性	G 部第 II 章 発明	第2部分第1章 専利権を付	第3部第1章 産業上の利用
₹%	性及び産業上の利用可能性	特許法第101 条における主題	1. 概論	与しない出願	可能性
発	2.1「発明」に該当しないも	の適格性を判断することに関	欧州特許条約は,「発明」と	2. 専利法 2 条 2 項の規定に適	4. 発明の成立要件
明	のの類型	しては2つの基準が存在し,	は何か定義していない。ただ	合しない客体	特許法第2条第1号は、「"発
該	「発明」といえるためには、	その両方が満たされなければ	し, 第 52 条(2)には, 発明と	専利法にいう発明とは、製	明"とは、自然法則を利用した
当	「自然法則を利用した技術	ならない。クレームされてい	みなさないものの非網羅的一	品、方法又はその改良につい	技術的な思想の創作であっ
	的思想の創作」である必要	る発明は, (1)4 つの法定カテ	覧が掲げられている。この一	て出された新しい技術方案を	て、高度なものをいう」と定義
性	がある。以下の(i)から(vi)	ゴリーの1つを対象としなけ	覧の項目は, すべて抽象的な	言い、これは専利による保護	しているため、特許出願され
	までの類型に該当するもの	ればならず,また,(2)全体的	もの(たとえば、発見、科学的	を申請できる発明客体に対す	た発明が特許法上の発明とな
C	は、「自然法則を利用した技	に、以下に定義される判例法	理論等)及び/又は技術的で	る一般的定義であって、新規	るためには、この規定を満た
S	術的思想の創作」ではない	上の例外を包含する主題を対	ないもの(たとえば, 美的創造	性と創造性の判断における具	すものでなければならない。
	から、「発明」に該当しない。	象としてはならない。これら	物又は情報の提示)の何れか	体的な審査基準ではない。技	
'	(i)自然法則自体(2.1.1 参	の基準を評価するために、次	であることに留意されたい。	術方案とは、解決しようとす	4.1 発明に該当しない類型
В	照)	の2ステップテストが用いら	これと対照的に, 第 52 条(1)	る技術的問題に対して採用す	
M	(ii)単なる発見であって創	れる。	にいう「発明」は、具体的かつ	る自然法則を利用した技術的	4.1.1 自然法則自体
関	作でないもの(2.1.2 参照)	I. 法定主題である 4 つのカ	技術的な性格のものでなけれ	手段の集合である。技術的手	発明は、自然系に存在する法
	(iii)自然法則に反するも	テゴリー	ばならない(G-I,2(ii)参照)。	段は通常技術的特徴によって	則すなわち自然法則を利用し
連	の(2.1.3 参照)	ステップ1:クレームは,4つ	これは、技術分野の如何を問	表される。技術的問題を解決	て与えられた課題を解決する
発	(iv)自然法則を利用してい	の特許適格性のある主題のカ	わない。	することによって、自然法則	ための技術的な思想の創作で
明	ないもの(2.1.4参照)	テゴリー: 方法, 機械, 製造物	2. 審査実務	に基く技術的効果を獲得する	あるため、自然法則自体は発
	(v)技術的思想でないもの	又は組成物のうちの1つを対	出願の主題が第 52 条(1)の	ために、技術的手段を用いて	明に該当しない。…
	(2.1.5 参照)	象としているか。クレームの	趣旨の発明であるか否かを考	いない方案は、専利法2条2	4.1.2 単純な発見であって創
	(vi)発明の課題を解決する	主題は,4つの主題カテゴリー	慮するときに審査官が留意し	項に規定された客体に該当し	作でないもの
	ための手段は示されている	のうちの1つを対象としてい	なければならない一般的事項	ない。匂い、又は例えば音、	発見とは、自然系に既に存在
	ものの、その手段によって	なければならない。もしもそ	が 2 つある。第一に、第 52 条	光、電気、磁気、波などの信号	する物や法則を単純に見つけ
	は、課題を解決することが	うでない場合には、そのクレ	(2)に基づく特許性の除外は、	或いはエネルギーも専利法 2	出すことであって創作ではな
	明らかに不可能なもの(2.	ームは、特許保護の適格性が	出願が除外される主題それ自	条 2 項に規定された客体に該	いため、天然物(例:鉱石)、自
	1.6 参照)	なく, また, 少なくともそのこ	体に関する限り適用される	当しない。但し、その性質を利	然現象等の発見自体のみでは
	2.2 コンピュータソフトウ	とを理由として,特許法第 10	(第 52 条(3))。第二に、クレ	用して技術的問題を解決する	発明に該当しない。・・・

エアを利用するものの審査 1 条に基づいて拒絶されるべ に当たっての留意事項

(1) ビジネスを行う方法、ゲ ームを行う方法又は数式を 演算する方法に関連するも のは、物品、器具、装置、シ ステム、コンピュータソフ トウエア等を利用している 部分があっても、全体とし て自然法則を利用していな い場合があるので、「自然法 則を利用した技術的思想の 創作」に該当するか否かを 慎重に検討する必要があ る。他方、ビジネスを行う方 法、ゲームを行う方法又は 数式を演算する方法に関連 するものであっても、ビジ ネス用コンピュータソフト ウエア、ゲーム用コンピュ ータソフトウエア又は数式 演算用コンピュータソフト ウエアというように、全体 としてみると、コンピュー タソフトウエアを利用する ものとして創作されたもの は、「自然法則を利用した技 術的思想の創作」に該当す る可能性がある。そのよう なものについては、審査官 は、ビジネスを行う方法等

きである。発明の4つのカテ ゴリーの概要は、裁判所によ って定義されているように, 次のとおりである:

i. 方法。1の行為又は一連の 行為若しくは工程。

ii. 機械。部品又は一定の装 置及び装置の組合せからなる 具体的な物。

iii. 製造物。手仕事による

か、機械によるかを問わず、原 材料に新たな形態、品質、特性 又はそれらの組合せを与える ことによって、準備された当 該原材料から生産される物。 iv. 組成物。化学的結合若し くは機械的混合の成果である か否かを問わず,又は例えば, 気体,流体,粉末若しくは固体 であるか否かを問わず,2以上 の物質のすべての組成物及び すべての複合物。

法定的カテゴリーの1つを 対象としないクレームの非制 限的な例は、次のとおりであ る:

i. 一次的形式の信号送信(例 えば、伝播する電気的又は電 磁的信号自体)

ii. ヒト自体

ームされた主題が技術的性格 を有しているか否かを判断す るにあたり、クレームされた 主題は、その全体が考慮され るべきである。これを有して いなければ、第52条(1)にい う発明は存在しない。また、第 52 条(1)にいう発明が存在す るか否かの基本的考査は、主 題が産業上の利用可能性を有 しているか、新規性を有して いるか、及び進歩性を伴うか の問題とは区別される、別の 問題であることにも留意しな ければならない。…

3.6 コンピュータプログラム コンピュータプログラムを 含む発明は、コンピュータ、コ ンピュータネットワーク、又一査する。 は他のプログラム可能な装置 といった、それによってクレ ームされた発明の1又は複数 の特徴がプログラムにより実 現されることが明らかなクレ ームを対象とすることを意図 して表現された「コンピュー タ利用発明」(computerimplemented inventions) O 様々な形態として保護され得しされるコンピュータプログラ る。このようなクレームは、コーム、又はゲームの規則や方法

ものはその例外である。 第九章 コンピュータプログ ラムに係わる発明専利出願の 審査に関する若干の規定 2. コンピュータプログラムに 係わる発明専利出願の審査基

審査において、保護を請求 する解決方案、つまり、各請求 項により限定される解決方案 を対象としなければならな い。専利法 25 条 1 項 (2) 号 の規定によると、知的活動の 規則及び方法には専利権を付 与しない。コンピュータプロ グラムに係わる発明専利出願 で本部分第一章第4.2 節に述 べる状況に該当する場合に は、当該節の原則に従って審

(1) ある請求項が、1種の計 算方法或いは数学上の計算規 則、若しくはコンピュータプ ログラム自体や媒体(例えば 磁気テープ、ディスク、オプテ ィカルディスク、光磁気ディ スク、ROM、PROM、VCD、DVD 或 いはその他コンピュータ読み 取り可能な媒体)だけに記憶

4.1.3 自然法則に違反するも

発明は、自然法則を利用した ものでなければならないた め、自然法則に反するもの (例:永久機関)は、発明に該当 しない。…

4.1.4 自然法則を利用してい ないもの

請求項に記載された発明が、 自然法則以外の法則(経済法 則、数学の公式、論理学的な法 則、作図法、等)、人為的な約 束(ゲームの規則それ自体 等)、又は人間の精神活動(営 業計画それ自体、教授方法そ れ自体、金融保険制度それ自 体、課税制度それ自体等)を利 用している場合には、発明に 該当しない。…

4.1.5 技能

技能は、個人の熟練により 達成することができるもので あり、知識として第三者に伝 達することができる客観性が 欠如している。したがって、技 能は発明に該当しない。…

4.1.6 単純な情報の提示

単純に提示される情報の内 容にのみ特徴があるものであ って、情報の提示を主たる目

といった形式にとらわれる ことなく、コンピュータソ フトウエアを利用するもの という観点から「自然法則 を利用した技術的思想の創 作」に該当するか否かを検 討する。

(2)以下の(i) 又は(ii) のよ うに、全体として自然法則 を利用しており、コンピュ ータソフトウエアを利用し

ているか否かに関係なく、 「自然法則を利用した技術 的思想の創作」と認められ るものは、コンピュータソ フトウエアという観点から 検討されるまでもなく、「発 明」に該当する。なお、「自 然法則を利用した技術的思 想の創作」であることから 「発明」に該当する方法を コンピュータに実行させる ためのコンピュータソフト ウエア又はその方法を実行 するコンピュータ若しくは システムは、通常、全体とし

て自然法則を利用した技術 的思想の創作であるため、 「発明」に該当する。

(i)機器等(例:炊飯器、洗濯 機、エンジン、ハードディス

iii. 二の当事者間の法的契 約協定:

iv. コンピュータプログラム 自体

v. 会社

vi. 印刷物の単なる構成 vii. データ自体

(明細書に照らして,かつ, 当該技術の熟練者からみて解 読されるクレームの最も広節 な合理的解釈に基づいて)法 定的実施態様及び非法定的実 施熊様の両方を保護するクレ ームは、特許保護対象として 適格でなく、よって、非法定主 題を対象としている。そのよ うなクレームは、第1ステッ プの要件を欠き(ステップ1: No), かつ, 少なくともその ことを理由として,特許法第 101 条に基づいて拒絶される べきである。

例えば、機械可読媒体は、伝 播する電気的又は電磁的信号 自体のような非法定的な一時 的形式の信号送信を包含し得 るものである。当該技術の熟 練者によって解釈されるよう な、明細書からみた機械可読 媒体についての最も広範な合 理的解釈が、一時的形式の信

ンピュータ利用発明をターゲ ットとして、F-IVの3.9及び そのサブセクションに記載さ れた形態を取ることができ る。

ついてのクレームに関する特 許性を考慮する際の基本的な 事項は、原則として他の主題 の場合と同じである。第52条 (2)の一覧には「コンピュータ プログラム」が含まれている が、クレームされた主題が技 術的性格を有する場合は、第 52条(2)及び(3)の規定による 特許性除外の対象とならな V)

技術的性格は、従来技術に 関係なく評価されるべきであ る(T 1173/97参照。G 3/08 により確認)。コンピュータプ ログラム自体の特徴(T 1173/97 参照) は、クレーム上 で定義された機器(T 424/03、 T 258/03 参照) と同様、以下 で説明するように、クレーム された主題に対して、潜在的 に技術的性格を与え得る。特 に組み込みシステムにおい て、コンピュータプログラム により実現されるデータ処理 | 利出願で保護を請求する媒体

などだけに係わるものである 場合には、当該請求項は知的 活動の規則及び方法に該当す るものであり、専利保護の客 体には属さない。ある請求項 コンピュータプログラムには、主題の名称を除いて、これ を限定するすべての内容が、1 種の計算方法或いは数学上の 計算規則、若しくはプログラ ム自体、又はゲームの規則や 方法などだけに係わっている 場合には、当該請求項は実質 として、知的活動の規則及び 方法係わるだけのものであ り、専利で保護する客体にな らない。例えば、記憶されたプ ログラムだけにより限定され るコンピュータ読み取り可能 な記憶媒体又は1種のコンピ ュータプログラム製品、或い は、ゲームの規則だけにより 限定されており、如何なる物 理的な実体も含まない特徴に より限定されるコンピュータ ゲーム装置などといった、如 何なる技術的特徴も含まない ものは、実質として、知的活動 の規則及び方法だけに係わっ ているため、専利保護の客体 に該当しない。ただし、発明専

的とする場合には、発明に該 当しない。…しかし、情報の提 示が新規な技術的特徴を有し ていれば、そのような情報の 提示それ自体、情報の提示手 段、情報を提示する方法は、発 明に該当することがあり得 る。…

4.1.7 美的創造物

4.1.8 コンピュータプログラ ム言語自体、コンピュータプ ログラム自体

コンピュータプログラム は、コンピュータを実行する 命令に過ぎないものであり、 コンピュータプログラム自体 は発明となることはできな い。ただし、コンピュータプロ グラムによる情報処理がハー ドウエアを利用して具体的に 実現される場合には、当該プ ログラムと連動して動作する 情報処理装置(機械)、その動 作方法、及び当該プログラム を記録したコンピュータで読 むことができる媒体は、自然 法則を利用した技術的な思想 の創作として発明に該当す

ク装置、化学反応装置、核酸 増幅装置)に対する制御又 は制御に伴う処理を具体的 に行うもの

(ii)対象の物理的性質、化学的性質、生物学的性質、電気的性質等の技術的性質(例:エンジン回転数、圧延温度、生体の遺伝子配列と形質発現との関係、物質同士の物理的又は化学的な結合関係)に基づく情報処理を具体的に行うもの

審査ハンドブック附属書 B 第1章 コンピュータソフト ウエア関連発明

2.1.1.2 ソフトウエアの観 点に基づく考え方

請求項に係るソフトウエ ア関連発明が「自然法則の 利用した技術的思想の 作」に該当するか否かが、 査基準「第 III 部第 1 章 電基準「第 IV 部第 1 章 関語 3 世及び産業上利附タ 電子で関連発明用の は、審査官は、以下により判断されないで は、基本的な考え方に基づいて判断する。

号送信を包含する場合には、 法定主題をクレームしていない。 101 条に基づく拒絶が適正とト で、したがって、カリリーのでは搬送である。 で、スク又は搬送であいて、カリリームは大きでのでは を保護し、よっして、非法に にとを理由として、特許法の にとを理由として、拒絶される にとを理由として、拒絶される にとをである。

クレームされている発明 が、明らかに、4 つのカテゴリ ーの1つではない場合には、 クレームされている発明が非 法定的な主題を対象としてい ることを理由として特許法第 101 条に基づく拒絶をしなけ ればならない(MPEP 706.03 参 照(段落 7.05 及び 7.05.01 を 使用))。しかしながら、クレ ームがステップ1の要件を満 たしておらず,かつ,当該クレ ームが、出願人による開示内 容から、法定的なカテゴリー を対象とするように補正でき る場合は、以下のステップ 2 が実施されるべきである。

II. 4 つのカテゴリーに対す

の動作は、特別な回路(例: FPGA)によって同様に実現す ることができる。

クレームされたコンピュー タプログラムそれ自体につい ては、それが実行又はコンピ ュータに読み込まれた際に、 プログラム(ソフトウエア)と それが実行されるコンピュー タ (ハードウエア) (T 1173/97、G 3/08 参照) との間 の「通常の」物理的相互作用超 えるさらなる技術的効果がも たらされ得る場合は、特許性 の除外対象にならない。プロ グラムの実行の通常の物理的 効果(例:電流)自体は、コン ピュータプログラムに技術的 性格を与えるのに十分でな く、さらなる技術的特徴が必 要である。このさらなる技術 的特徴は、先行技術中で知ら れている場合がある。

同様に、コンピュータ・プログラミングは、機械によって実現し得る手段の定義付けに関する以上、その全てについて、それが技術的な検討を含んでいると言い得るが、それだけでは、そのプログラミングの結果であるプログラムが

は、その物理特性の改良に係 わっている場合、例えば、積層 構造やトラックピッチ、材料 などは、この類に該当しない。

などは、この類に該当しない。 (2) 前述(1) に述べた状況を 除き、もしある請求項が限定 するすべての内容に、知的活 動の規則及び方法の内容も含 まれていると同時に、技術的 特徴も含まれている場合、例 えば、前記ゲーム装置などを 限定する内容にゲームの規則 も技術的特徴も含まれている なら、当該請求項は全体とし て、知的活動の規則及び方法 でないため、専利法25条に準 拠して専利権を獲得する可能 性を排除してはならない。専 利法2条2項の規定によると、 専利法にいう発明とは、製品、 方法又はその改善に対して行 われる新たな技術方案を指 す。コンピュータプログラム に係わる専利の出願は、技術 方案を構成した場合に限っ て、専利保護の客体となる。も し、コンピュータプログラム に係わる発明専利出願の解決 方案において、技術的課題を 解決することがコンピュータ プログラムを実行する目的で D03 コンピュータ関連発明の 審査基準

2.2 発明であること

請求項に関連された発明が 特許法上発明に該当するため に自然方式を利用した技術的 思想の創作のうち高度のもの である必要がある。

2.2.1 基本的な思考方式 コンピュータ関連発明が'自 然法則を利用した技術的思想 の創作'となる思考方式は、次 の通りである。

ソフトウエアによる情報処理がハードウエアを利用して 具体的に実現されている場合、該当ソフトウエアと協働して動作する情報処理装置 (機械)、その動作方法及び当ソフトウエアを記録したコンピュータで読むことがコンピュータで読むことが明した技術的思想の創作である。(説明)

ソフトウエアによる情報処理 がハードウエアを利用して具 体的に実現されている場合と は、ソフトウエアがコンピュ ータに読みとられることによ りソフトウエアとハードウエ アが協働した具体的な手段で

(1) 基本的な考え方

ソフトウエア関連発明が 「自然法則を利用した技術 的思想の創作」となる基本 的な考え方は以下のとおり である。

(i)ソフトウエア関連発明 のうちソフトウエアについ ては、「ソフトウエアによる 情報処理が、ハードウエア 資源を用いて具体的に実現 されている」場合は、当該ソ フトウエアは「自然法則を 利用した技術的思想の創 作」である。「ソフトウエア による情報処理がハードウ エア資源を用いて具体的に 実現されている」とは、ソフ トウエアとハードウエア資 源とが協働することによっ て、使用目的に応じた特有 の情報処理装置又はその動 作方法が構築されることを いう。

(ii)ソフトウエア関連発明 のうち、ソフトウエアと協 働して動作する情報処理装 置及びその動作方法及びソ フトウエアを記録したコン ピュータ読み取り可能な記 録媒体については、当該ソ

る判例法上の例外

ステップ2:クレームは、全体 的に,自然法則,自然現象及び 抽象的概念を含む判例法上の 例外を含んでいるか?

クレームが特許法第 101 条に 規定されている特許を受ける ことができる主題の 4 つのカ テゴリー(すなわち, 方法, 機 械. 製造物又は組成物)の1つ に属することの判断だけでは 特許適格性の有無の判断は終 わらない、なぜなら(数学的 アルゴリズムのような)抽象 的概念, 自然現象及び自然法 則にすぎないものを対象とす るクレームは、特許保護対象 として適格でないからであ る。

「自然法則」、「自然現象」及 び「抽象的概念」という用語に 加えて、判例法上認められた 例外は、例えば「物理現象」、 「科学的原理」、「人間の知性 のみに依存するシステム」、 「実体的でない概念」、「精神 的なプロセス」及び「実体的で ない数学的なアルゴリズムや 公式」など、様々な他の用語を 用いて説明されてきた。例外 は、科学的および技術的作業

技術的性格を有していること を実証するのに十分ではな い。プログラマーは、いくつか の手順を実現するコンピュー タアルゴリズムを「単に」みつ けるということを超える技術 的な検討を行っていなければしり、それによって自然法則に ならない (G 3/08)。

コンピュータプログラムに 技術的性格を与える更なる技力案は、専利法2条2項でい 術的効果は、例えば、工業的プ ロセスの制御、コンピュータ 自体の内部機能、又は、プログ ラムの影響下にあるインター フェースの中に見出すことが でき、例えば、プロセスの効率 性やセキュリティ、要求され るコンピュータ資源の管理、 通信リンクのデータ転送速度 に影響を与え得る。それ自体 が技術的貢献をする数学的方 法(G-II, 3.3 参照) を実現す る、コンピュータプログラム も、コンピュータ上で実行さ れたときにさらなる技術的特 徴をもたらすことが可能と考 えられる。

コンピュータプログラム が、クレームされた主題の技 術的性格に貢献するかどうかしい。例えば、もし、コンピュー という問題は、コンピュータ

あって、コンピュータでコン ピュータプログラムを実行し て、コンピュータ外部又は内 部の対象を制御、又は処理す る際に、自然法則に準拠した 技術的手段が反映されておしをいう。 合致した技術的効果を獲得す る場合には、このような解決 う技術方案に該当し、専利保 護の客体に該当する。もし、コ ンピュータプログラムに係わ る発明専利出願の解決方案に おいて、コンピュータプログ ラムを実行する目的は、技術 的課題を解決することではな い、若しくは、コンピュータで コンピュータプログラムを実 行して、コンピュータ外部又 は内部の対象を制御、又は処 理する際に、自然法則を利用 した技術的手段が反映されて いない、或いは、自然法則に規 制されないような効果を獲得 する場合には、このような解 決方案は、専利法2条2項で いう技術方案に該当せず、専 利保護の客体には該当しな タプログラムに係わる発明専

使用目的に応じた情報の演算 または加工を実現することに より使用目的に応ずる特有の 情報処理装置(機械)またはそ の動作方法が構築されること

そして、使用目的に応じた 特有の情報処理装置(機械)ま たはその動作方法は、自然法 則を利用した技術的思想の創 作であるといえる。

そのため、ソフトウエアに よる情報処理がハードウエア を利用して具体的に実現され ている場合、該当ソフトウエ アと協働して動作する情報処 理装置(機械)、その操作方法 及び該当ソフトウエアを記録 したコンピュータで読むこと ができる媒体は、自然法則を 利用した技術的思想の創作で ある。

※一般的にビジネス関連発明 とは、情報技術を利用して実 現した新しいビジネスシステ ム若しくはビジネス方法に関 する発明をいい、このような ビジネス関連発明に該当する ためにはコンピュータ上でソ フトウエアによる情報処理が ハードウエアを利用して具体 フトウエアが上記(i)を満たす場合、「自然法則を利用した技術的思想の創作」である。

(2)基本的な考え方に基づく判断の手順

審査官は、(1)に示された 基本的な考え方に基づき、 請求項に係るソフトウエア 関連発明において、「ソフト ウエアによる情報処理が、 ハードウエア資源を用いて 具体的に実現されている」 か否か、つまり、ソフトウエ アとハードウエア資源とが 協働することによって、使 用目的に応じた特有の情報 処理装置又はその動作方法 が構築されるか否かによ り、「自然法則を利用した技 術的思想の創作」の要件を 判断する。この具体的な判 断手法として、審査官は、請 求項の記載に基づいて、ソ フトウエアとハードウエア 資源とが協働した具体的手 段又は具体的手順によっ て、使用目的に応じた特有 の情報の演算又は加工が実 現されているか否かを、判 断すればよい。…

に対する基本的ツールが特許 可能ではないという裁判所の 見解を反映している。

主題の適格性の分析

抽象的概念, 自然現象及び自 然法則は,特許付与の適格性 はないが、現実世界の機能を 果たすために、抽象的概念、自 然現象及び自然法則を利用す る方法及び物は,特許付与の 適格性を有する。したがって、 クレームが判例法上の例外を 対象としている場合は、クレ ームの要素が、個別に又は順 序付いた組み合わせとして、 クレームが全体として法的例 外自体を顕著に超えるに十分 であるかを判断するために検 討されなければならない(こ れは、発明概念のサーチ(a s earch for an inventive con cept)と呼ばれている)。

クレームが特許適格性のある主題を対象としているかどうかを判断するために必要な分析の詳細については、2014年の特許主題の適格性に関する暫定ガイダンス(2014 Interim Guidance on Patent Subject Matter Eligibility,79 Fed. Reg. 74618 (Decemb

プログラムの実行のために定 義し得るハードウエアの構成 要素の技術的性格とは区別さ れた別個の問題であることが よくある。コンピュータプロ グラムがさらなる技術的特徴 (T1173/97)を生じる場合は、 それ自体が技術的とみなさ れ、除外されない。対照的に、 技術的手段を定義又は使用し た任意のクレームされた主題 は、第52条(1)の意味におけ る発明である(T 424/03 及び T 258/03 参照。G 3/08 で確認 される)。これは技術的手段が 一般的に知られている場合で も適用される。例えば、クレー ムに、コンピュータ、コンピュ ータネットワーク、プログラ ムの読み取り可能媒体等を含 むことは、クレームされた主 題に技術的性格を与える。

コンピュータプログラムに関連するクレームされた主題が技術的性格を有さない場合は、第52条(2)及び(3)に基づいて拒絶される。主題がこのテストを技術的に通過した場合は、審査官は新規性及び進歩性の問題に進まなければならない(G-VI 及び G-VII 参

利出願の解決方案において、 コンピュータプログラムを実 行する目的は、ある工業プロ セスや、測定又はテストプロ セスの制御を実現することで あり、コンピュータで工業プ ロセスの制御プログラムを実 行し、自然法則に従って、当該 工業プロセスの各段階で実施 される一連の制御を果たすこ とにより、自然法則に合致し た工業プロセスの制御の効果 を獲得する場合、このような 解決方案は、専利法2条2項 でいう技術方案に該当し、専 利保護の客体に該当する。…

的に実現されていなければならない(特許法院 2001.9.21. 宣告 2000 ホ 5438 判決とその 上告審である大法院 2003.5.1 6. 宣告 2001 フ 3149 判決参 照)。

2.2.2 判断の具体的な手法

コンピュータ関連発明において請求項に関連された発明が自然法則を利用した技術的思想の創作なのか否か(発明に該当するのか否か)を判断する具体的な手法は、次の通りである。

- (1)請求項に記載された事項に基づいて請求項に関連された発明を把握する。

er 16, 2014)) を参照。…	照)。 EPC の全要件を満たす場合 は、コンピューとして、コンドルでは、の一形態をでは、ののよりでは、ののよりではないではないでは、ののよりではないでは、のののでは、のののではないでは、のののではないではないではないではないではないではないではないでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	(3)一方、ソフトウエアによる情報処理がハードウエアを利用して具体的に実現されていない場合、該当発明は自然法則を利用した技術的思想の創作ではない。…

含むデータ構造

審査ハンドブック附属書 B 第1章 コンピュータソフト ウエア関連発明

本章において用いられる用 語の説明…

(vi) データ構造

データ要素間の相互関係で 表される、データの有する 論理的構造をいう。…

1.2.1.1 ソフトウエア関連 発明のカテゴリー…

(2) 物の発明…

(ii) データの有する構造 によりコンピュータが行う 情報処理が規定される「構 造を有するデータ | 又は「デ ータ構造」を、「物の発明」 として請求項に記載するこ とができる。

例 4: データ要素 A、データ 要素 B、データ要素 C、…を 含む構造を有するデータ 例 5: データ要素 A、データ 要素 B、データ要素 C、…を

(iii) 上記(i)の「プログラ ム|又は上記(ii)の「構造を 有するデータ」を記録した コンピュータ読み取り可能 な記録媒体を、「物の発明」 として請求項に記載するこ MPEP

2111 クレーム解釈:最も広く 合理的な解釈…

2111.05 機能的又は非機能的 な記述要素

USPTO 審査官は、先行技術 文献と比較しての特許性を判 断する際、全てのクレーム限 定を考慮しなければならな い。クレームは全体として読 ted matter) から成るクレー ム限定を無視することはな い。しかし、USPTO審査官は、 記録媒体との間で新規で自明 でない機能的関係を有さない 印刷物に対しては、特許性の 重みを与える必要はない。既 知の製品に記述された指令が 加えられたような印刷物のケ ースにおける考え方は、既知 の方法に指令的な限定が加え られた方法クレームにも拡張 して適用されてきた。印刷物 における問題と同様に、その ような方法のケースでの関連 する問題は、既知の方法との 間で新規で非自明な機能的関 係があるかどうかである。

I. 印刷物と対応する製品と

審查便覧

G部第 II 章 発明

3.7 情報の提示

単に情報の内容によって定 義された情報の提示に関する 特徴は、技術的性格を有さな い。これは、その特徴が、情報 の提示自体(例:音響信号、話 し言葉、画像ディスプレイ、主 題で定義される書籍、記録さ まれなければならないから、Ulれた音楽作品で定義される音 SPTO 審査官は、印刷物 (prin | 盤、注意表示で定義される交 通信号によるもの) 又は情報 を提示するための方法及び装 置としてクレームされていて も適用される(例:単に指示又 は記録された情報で定義され る指示器又は記録装置の特徴 は、技術的特徴ではない。)。

> 認知的内容を画面上でユー ザに伝える方法に関する特徴 は、通常、技術的課題の技術的 解決に寄与しない。表示の配 置や方法が説得力のある技術 的効果を有していることを示 すことができる場合は例外で ある。

> このような技術的特徴が存 在し得る例:文字を表示する ために特定のコードを使用す る電信装置又は通信システム

(審査指南に特段の記載な L)

D03 コンピュータ関連発明の 審查基準

※この審査基準で使用されて いる用語の説明…

データ構造:データ要素間の 相互関係を表示したデータの 論理的構造

データ記録媒体:記録された データ構造によりコンピュー タがする処理内容が特定され る '構造を有したデータを記 録したコンピュータで読むこ とができる媒体'…

1.1.1 コンピュータ関連発明 の範疇…

(4)データ記録媒体請求項 データ記録媒体、即ち記録さ れたデータ構造によりコンピ ュータが遂行する処理内容が 特定される'構造を有したデ ータを記録したコンピュータ で読むことができる媒体'は、 物の発明として請求項に記載 することができる。

<例 1-4>

A構造、B構造、C構造、・・・を 有したデータを記録したコン ピュータで読むことができる 媒体…

2.2.4 データ記録媒体の取扱 データ記録媒体、即ち記録 とができる。…

例 9: データ要素 A、データ 要素 B、データ要素 C、…を 含む構造を有するデータを 記録したコンピュータ読み 取り可能な記録媒体…

- 2.1.2 「構造を有するデー 扱い
- ータ」(「構造を有するデー タを記録したコンピュータ 読み取り可能な記録媒体」 を含む。)及び「データ構造」 術的思想の創作」に該当す るか否かについては、審査 B. 機能的関係に反する証拠 官は、「2.1.1 判断の手順」 に基づいて判断する。
- (2) ソフトウエア関連発明 における「構造を有するデー ータ | 及び「データ構造」は、 プログラムに準ずる(デー タの有する構造がコンピュ するという点で、プログラ ムと類似する性質を有する ことを意味する。)もの、す

の間に、機能的関係が存在す るかどうかの判断

A. 機能的関係をサポートする 証拠

特許性の重みを与えるため に、印刷物と対応する製品と は機能的関係を有していなけ タ」及び「データ構造」の取しればいけない。機能的関係は、 印刷物が、対応する製品に関 (1) ソフトウエア関連発明 する機能を発揮する場合に現し における「構造を有するデ」れる。例えば、計量カップにおし ける目盛りは、その計量カッ プにおける分量を量るという 機能を発揮する。機能的関係 は、製品が、対応する印刷物に が、「自然法則を利用した技 | 関する何らかの機能を発揮す | る場合にも現れる。…

の保持を提供するに過ぎない 場合は、機能的関係は存在し ない。…これらの状況は、クレ ームが全体として、読み手で ある人間にメッセージや意味 を伝達することを対象とする ータによる情報処理を規定 場合に起こり得る。…さらに、 印刷物と製品が相互に独立し ている場合、機能的関係は存 在しない。…

(例:パルス符号変調):測定 された情報を表示するための 特定方式のグラフを作成する ように設計された測定装置: ステレオ録音をすることがで きるようにした特定の溝の形 状を有する音盤:プログラム の技術的特徴を本質的に構成 する事項で特定されるコンピ ュータデータ構造であって、 そのプログラムがデータ構造 に影響するもの(特定の場合 は、プログラムそれ自体が特 許を受けることができると予 想される)(T 1194/97参照): 側部に配したサウンドトラッ ク付の透明陽画。

第 52 条(2)に基づく特許性 しかし、製品が単に印刷物 の除外の判断をする際には、 クレームの主題全体を考慮し なければならない (G-II.2)。 例えば、製品(例:漂白組成 物)とその製品の使用説明書 とを対象としたクレームは、 その説明書がその製品に対す る技術的効果を有していなく ても、排除されない。なぜな ら、そのクレームは、技術的意 味を有しており、クレームさ なわち、ソフトウエアであ III. 印刷物と対応する製品 (又 | れた主題の定義のために必要 るから、「2.1.1.2 ソフトウ は方法)との間の機能的関係 な技術的特徴、すなわち、製品

されたデータ構造によりコン ピュータが遂行する処理内容 が特定される'構造を有した データを記録したコンピュー タで読むことができる媒体' が発明に該当するのか否かに 対しては、2.2.1基本的な思考 法則に従い判断する。

エアの観点に基づく考え 方」においては、データの有 する構造が規定する情報処 理が、ハードウエア資源を 用いて具体的に実現されて いるか否かにより、審査官 は、「自然法則を利用した技 術的思想の創作」の要件を 判断する。

この具体的な判断手法と して、審査官は、請求項の記 載に基づいて、ソフトウエ ア(プログラムに準ずるデ ータ構造)とハードウエア 段又は具体的手順によっ の情報の演算又は加工が実 現されているか否かを、判 断すればよい。

は新規で非自明でなければな」が組成物を含むことを定義し らない

製品と対応する印刷物との 間で機能的関係が見出される と、検討は、その関係が新規で する。例えば、コンテナの有効 期限を表す色についての、色 の索引のクレームは、機能的 関係を構築し得る。しかし、ク レームは、先行技術から予期 できるものであるか、先行技 術の組み合わせといえるだろ う。

資源とが協働した具体的手 III.機械読み取り可能な媒体

特定のプログラミングを含 て、使用目的に応じた特有 むコンピュータ読み取り可能 な媒体を対象とするクレーム の範囲を決定するには、審査 官は、そのプログラミングと 対応するコンピュータシステ ムとの間の関係に注目すべき 応するコンピュータに関する 機能を発揮する場合、機能的 関係は存在する。例えば、コン ピュータシステムにおいて、 検索、追加、削除機能を発揮す る属性データオブジェクト(a

ている (T 553/02)。

情報の提示に関する特徴が 技術的な否かを判断する際に 考慮しなければならないこと | 非自明であるかどうかに移行 | は、それが技術的課題の解決 に寄与するか否かである。精 神活動が含まれるという事実 自体は、主題が非技術的であ ることを表すものではない(T 643/00)。しかしながら、単 にユーザの主観的な好みに対 処するという特徴は、技術的 課題を解決しない (T 1567/0 5)。

システムと人間との相互作 用の動作として、システム自 体の中で発生し自動的に検出 したイベントの視覚的な表示 をする自動化システム、(特に コンピュータ、例えば、技術的 な不調を回避するシステム) である。プログラミングが対しは、通常、技術的貢献をすると みなされる。一方、専ら視聴者 の精神活動を目的とした視覚 的な表示(特に、最終的な受信 者としてのユーザによる非技 術的な意思決定プロセスのた めの関連データの準備)は、通 ttribute data objects) がプ | 常、技術的な貢献をするとは ログラムされた、コンピュー | みなされない (T 756/06)。コ

タ読み取り可能な媒体のクレーンピュータトで実行される非 ームは、クレームされた属性 | 技術的なアプリケーションの データオブジェクトに特許性 状態を提示することは、通常、 の重みが与えられるような機 技術であるとは考えられな 能的関係を構築する。

しかし、クレーム全体とし て、コンピュータシステムか 3.7.1 ユーザ・インターフェ ら独立した、読み手である人 間にメッセージや意味を伝達 コンピュータ読み取り可能な 能的関係は存在しない。例え ば、打率表や音楽トラックを一め、技術的効果を有しない。 の間の機能的関係を構築する ことを対象としているのでは「側面ではない。 なく、意味を人間の読み手に 伝えることを対象としていしれらの特徴が、特定の技術的 る。

抽象的概念についての指令 ピュータ読み取り可能な媒体 ない。MPEP2106 を参照。

イス

ユーザ・インターフェイス すること、及び/又は、情報や一のグラフィックデザインに係 データを保持するに過ぎない る特徴は、その設計が技術的 考察ではなく、特にユーザに 媒体を対象とする場合は、機工訴えるデザインは何かという 知的考察に基づきなされるた 含むメモリスティックのクレー例えば、画面上のアイテムの、 ームは、単に情報の保持とし「色、形、サイズ、レイアウト若 てコンピュータシステムを用しくは配置、又は、表示された いる。そのようなクレームは、メッセージの情報コンテンツ 記録データとコンピュータとしば、通常、グラフィカルユーザ ーインターフェースの技術的

しかしながら、審査官は、こ 効果(例:ユーザと関わる手段 の工程と組み合わさっている や実行コードを記録するコンしかどうか、又は、内部装置の状 態といった技術的な情報に関 のクレームは、101条の発明該 | 連するかどうか) の達成に貢 当性が評価されなければなら一献するかどうかを確認しなけ ればならない。

3.7.2 データ検索、フォーマ ット、構造 媒体に又は電磁搬送波とし て具現化されたコンピュータ 利用のデータ構造(T 1194/9 7参照) 又はコンピュータ利用 のデータフォーマットは、技 術的性格を有するため(記憶 媒体は技術的人工物であるた め)、第52条(1)にいう発明で ある。このようなデータ構造 又はフォーマットは、認知的 内容及び機能的データの混合 を含むことがある。 データ構造又はフォーマッ トに関連する技術的効果は、 それがコンピュータシステム の動作中に使用されるなら ば、例えば、効率的なデータ処 理、効率的なデータ記憶、強化 されたセキュリティを生じ得 る。他方、論理レベルのデータ 収集を単に記述するに過ぎな い特徴は、その記述がデータ の特定のモデリング手法に関 係する場合であっても、技術 的効果をもたらさない。 データ構造それ自体は単な るスタティックメモリの構成 である。したがって、データ構

			造それ自体がクレームされる		
			場合は、実行される方法が存		
			在しないので、技術的効果を		
			直接特定することはできな		
			い。さらに、クレームされたデ		
			ータ構造は、全く異なる目的		
			のための他のアルゴリズムや		
			方法と組み合わせて使用され		
			る可能性がある。		
			このため、審査官は、クレー		
			ムされたデータ構造が、技術		
			的効果の基礎を構築するシス		
			テム又はその対応する方法の		
			手順の技術的特徴を本質的に		
			含むかどうかを確認しなけれ		
			ばならない。		
	審査基準	MPEP	審查便覧	審査指南	審查指針
	第 III 部第 2 章第 2 節 進			第2部第4章 創造性	第3部第3章 進歩性
進	歩性	く自明性の判断に関する審査		2. 発明の創造性の概念	4. 進歩性の判断の基本原則
	1. 概要	指針		発明の創造性とは現有技術	
歩	特許法第29条第2項は、そ		が当該技術の熟練者にとって		者が「請求項に記載された発
性	の発明の属する技術の分野			た実質的特徴と顕著な進歩が	明」を引用発明により容易に
	における通常の知識を有す		は進歩性を有するものとみな		発明することができる場合に
	る者(以下この部において			3.2.1.1 判断方法	は、その発明は進歩性がない。
	「当業者」という。)が先行	2 - 2 - 2 - 2	5. 課題及び解決のアプローチ		
	技術に基づいて容易に発明			技術に比べて自明的であるか	5.1 進歩性の判断手順
	をすることができたとき		進歩性を評価するために, い		発明の進歩性は次の手順によ
	は、その発明(進歩性を有し		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	は以下に挙げられる3つの手	* * * * * * =
	ていない発明)について、特	との間の差異が、クレームさ	ローチ」が適用されるべきで		(1)請求項に記載された発明
		れた発明が全体として、クレ	ある。…	3.	を特定する。…
	ことを規定している。…	ームされた発明の有効出願日	5.4 技術的及び技術的でない	(1) 最も近似した現有技術を	(2)引用発明を特定する。…

本的な考え方

る発明の進歩性の判断を、 先行技術に基づいて、当業 者が請求項に係る発明を容 II. Graham v. John Deere C 易に想到できたことの論理 の構築(論理付け)ができる か否かを検討することによ り行う。

当業者が請求項に係る発 明を容易に想到できたか否 かの判断には、進歩性が否 定される方向に働く諸事実 及び進歩性が肯定される方 向に働く諸事実を総合的に 評価することが必要であ る。そこで、審査官は、これ らの諸事実を法的に評価す ることにより、論理付けを 試みる。

...

2. 進歩性の判断に係る基 前に、クレームされた発明に 係る技術の熟練者にとって自 …審査官は、請求項に係 明であると思われる場合に は、取得することができない。

> o. 事例に関する基本的な事実 に基づく審査

べられた事実審理は次のとお

- (A) 先行技術の範囲と内容を 確認すること。
- 術との違いを確認すること。
- (C) 当該技術分野の当業者レ ベルを解決すること。

自明性の問題にかかわる客観 的証拠が審査官により評価さ れねばならない。…かかる証 拠には、「副次的考察事項」と して言及されることがある が, 商業的な成功, 長い間望ま れている未解決の要望,他人 の不履行及び予期せぬ結果の 証拠が含まれているかもしれ ない。…

側面を含むクレーム

コンピュータ利用発明に多 く見られる、技術的側面と非 技術的側面が混在しているク レームは正当なものである。 …このような混在している発 ┃の分野の技術者にとって自明 ┃ が最も近い引用発明と差異が 明の進歩性を評価する場合、 発明の技術的性格に寄与する …自明性は、根拠を成す事 すべての側面が考慮される。 実審理に基づく法律の問題で …発明の技術的性格に寄与し ある。裁判所により明確に述 ない側面が進歩性の存在をサ ポートすることはできない(T 641/00)。…混在タイプの発明 に対する課題解決アプローチ の概要は以下のとおり

- (B) クレームの発明と先行技 (i) 発明の技術的性格に寄与 する側面は、発明の文脈にお いて達成された技術的効果に 基づいて決定される。
 - (ii) 先行技術における適切な 出発点として、工程(i)で決 定された発明の技術的性格に 貢献する側面に基づき、最も 近い先行技術が選択される(G -VII、5.1 参照)。
 - (iii)最も近い先行技術との 相違点を決定する。…
 - (a) 差異がない(技術的でない 相違すらない)場合、第54条 に基づき拒絶理由が提起され る。

確定する …

- (2) 発明の区別される特徴及 び発明で実際に解決する技術 的問題を確定する …
- (3) 保護を請求する発明がそ 的であるかどうかを判断する
- (3)請求項に記載された発明 と「最も近い引用発明」を選択 し、両者を比較してその差異 点を明確にする。…
- (4)請求項に記載された発明 あるにもかかわらず、最も近 い引用発明から請求項に記載 された発明に至ることが通常 の技術者にとって容易である のか、又は容易でないのかを、 他の引用発明や出願前の技術 常識及び経験則等に照らして 判断する。

	(b)相違が技術的なものでな	
	い場合、第56条に基づき拒絶	
	理由が提起される。拒絶理由	
	の論拠は、先行技術に対する	
	技術的貢献がないというもの	
	になるはずである。	
	(c)相違に技術的側面が含ま	
	れる場合、次のことが適用さ	
	れる。一これら側面から達成さ	
	れる技術的効果に基づいて客	
	観的な技術的課題が構築され	
	る。…クレームされた、技術的	
	課題の解決法が、当該技術の	
	熟練者にとって自明である場	
	合は、第56条に基づき拒絶理	
	由が提起される。	

(仮訳の出典について)

米国、欧州、中国、韓国:特許庁ホームページを元に作成